

# 鹿児島県浄化槽事務取扱要領



令和7年12月  
鹿児島県

# 目 次

<b>第1章 総則</b>	1
1 目的	1
2 用語の定義	1
3 関係者の責務	2
4 書類の提出先	3
<b>第2章 構造基準等</b>	4
<b>第1節 構造</b>	4
<b>第2節 設計基準</b>	5
1 処理対象人員の算定	5
2 汚水量及びBOD負荷量	5
3 油脂分離槽の設置	6
4 その他	6
<b>第3節 水質基準</b>	6
<b>第3章 設置基準等</b>	8
<b>第1節 設置手続</b>	8
1 净化槽設置届出書, 净化槽審査書	8
2 添付図書	11
3 市町村の経由	11
4 変更届等	12
<b>第2節 台帳整備等</b>	12
1 総論	12
2 净化槽使用開始報告書	12
3 净化槽技術管理者変更報告書	12
4 净化槽管理者変更報告書	13
5 净化槽使用休止(再開)届出書	13
6 净化槽使用廃止届出書	13
<b>第3節 設置場所等</b>	13
1 設置場所	13
2 放流先	13
<b>第4章 工事基準等</b>	15
<b>第1節 工事基準</b>	15

1 基礎調査	15
2 基礎工事	15
3 本体工事	15
4 附帯工事	15
<b>第2節 工事完了報告</b>	<b>17</b>
<b>第5章 淨化槽の維持管理</b>	<b>18</b>
<b>第1節 淨化槽管理者</b>	<b>18</b>
1 淨化槽管理者の遵守事項	18
<b>第2節 保守点検</b>	<b>19</b>
1 淨化槽保守点検業者の遵守事項	19
2 保守点検の回数	20
3 保守点検の項目	20
4 保守点検についての留意事項	21
<b>第3節 清掃</b>	<b>21</b>
1 淨化槽清掃業者の遵守事項	21
2 清掃の回数等	21
3 清掃についての留意事項	21
<b>第6章 水質に関する検査</b>	<b>22</b>
1 実施機関	22
2 検査の目的	22
3 検査の種類	22
4 定期検査の効率化	22
5 検査の項目	22
6 検査員の責務	24
7 検査機関の責務	24
<b>第7章 その他</b>	<b>25</b>
別記第1号様式 淨化槽の販売に関する届出書	27
別記第2号様式 淨化槽構造審査願	28
別記第3号様式 淨化槽構造審査通知書	29
別記第4号様式 淨化槽設置届出書(浄化槽法第5条)浄化槽審査書(建築確認添付用)	30
別記第5号様式 一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準の ただし書き適用願い	31

別記第 6 号様式	浄化槽変更届出書	32
別記第 7 号様式	浄化槽設置届出事項変更届出書	33
別記第 8 号様式	浄化槽設置中止届出書	34
別記第 9 号様式	浄化槽使用休止(再開)届出書	35
別記第 10 号様式	浄化槽使用廃止届出書	36
別記第 11 号様式	浄化槽工事完了報書書	37
別記第 12 号様式	浄化槽工事改善通知書	39
別記第 13 号様式	浄化槽保守点検結果報告書	40
別記第 14 号様式	浄化槽維持管理報告書	41

## 第1章 総則

### 1 目的

浄化槽の構造、設置、工事及び維持管理についての指導に必要な事項を定めることにより、浄化槽行政の円滑な運営を図り、あわせて生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 浄化槽設置者

浄化槽を設置しようとする者をいう。

#### (2) 浄化槽管理者

浄化槽の所有者、占有者その他の者で浄化槽の管理について権原を有する者をいう。

#### (3) 浄化槽

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定するし尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水、その他の特殊な排水を除く。）を処理する設備又は施設（合併処理浄化槽）をいう。ただし既存のし尿のみを処理する設備又は施設（単独処理浄化槽）についても浄化槽とみなし、この事務取扱要領が適用されるものとする。

#### (4) 使用開始検査

法第 7 条第 1 項に規定する水質に関する検査をいう。

#### (5) 定期検査

法第 11 条第 1 項に規定する水質に関する検査をいう。

#### (6) 法定検査

使用開始検査及び定期検査を総称していう。

#### (7) ガイドライン検査

環境省の「浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成 14 年 2 月改定版）」に基づく検査をいう。

#### (8) 基本検査

「鹿児島県浄化槽効率化検査ガイドライン（令和元年 12 月制定）」（以下、「浄化槽効率化検査ガイドライン」という。）に基づくガイドライン検査を簡略化した検査をいう。

#### (9) 採水員検査

浄化槽効率化検査ガイドラインに基づく指定採水員等による検査をいう。

#### (10) 電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

#### (11) 浄化槽情報共有システム

法第 49 条に規定する浄化槽台帳に位置付けるもので、設置情報、法定検査の結果、その他浄化槽管理に関する情報を各行政機関、指定検査機関（法第 57 条第 1 項の規定により知事が指定した者をいう。以下同じ。）、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者

で電磁的記録により共有できるシステムをいう。

#### **(12) 維持管理**

浄化槽の使用、保守点検及び清掃をいう。

### **3 関係者の責務**

#### **(1) 浄化槽設置者**

関係法令及びこの事務取扱要領(以下「関係法令等」という。)に基づいて、浄化槽を適正に設置するものとする。

#### **(2) 浄化槽管理者**

関係法令等に基づいて、常に浄化槽を自らの責任において適正に維持管理するものとする。また、単独処理浄化槽を使用する者は合併処理浄化槽の設置に努めなければならないものとする。

#### **(3) 浄化槽製造業者**

法第13条の規定に基づく浄化槽を製造し、また、浄化機能及び耐久性のすぐれた浄化槽の供給に努めるとともに、製造販売した浄化槽が適正に設置、工事及び維持管理されるよう関係者に周知徹底させるものとする。なお、県内で浄化槽を設置するため、浄化槽を販売しようとする浄化槽製造業者は、その販売代理店名簿を添付の上、公益財団法人鹿児島県環境保全協会を経由して、浄化槽の販売に関する届出書(別記第1号様式)により知事に届け出るものとする。

#### **(4) 浄化槽工事業者**

県内で浄化槽工事業を営む者は、知事の登録又は届出をし、浄化槽設備士の実地の監督の下に浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。)第1条に規定する技術上の基準並びにこの事務取扱要領の工事基準に従い、適正な工事を行うとともに、浄化槽設置者及び浄化槽管理者に浄化槽の使用方法及び維持管理の方法について助言を行うものとする。

#### **(5) 浄化槽保守点検業者**

県内で浄化槽保守点検業を営む者は、知事の登録を受け、浄化槽管理者からの委託により、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。)第2条に規定する技術上の基準及び関係法令等に基づいて浄化槽の機能を正常な状態に維持し、所定の水質を確保するために必要な点検調整又はこれらに伴う修理を行うとともに、浄化槽管理者に浄化槽の維持管理について助言を行うものとする。

#### **(6) 凈化槽清掃業者**

浄化槽清掃業者は、管轄する市町村長の許可を受け、浄化槽管理者からの委託により、環境省令第3条に規定する技術上の基準及び関係法令等に基づいて清掃を行うものとする。

#### **4 書類の提出先**

第3章以降に規定する設置手続き等に係る地域振興局保健福祉環境部等（浄化槽関係事務の権限が移譲されている市町村（以下「権限移譲市町村」という。）にあっては市町村、以下同じ。）、特定行政庁、建築主事への必要書類の提出先及び事務処理機関については、第7章別表に掲げるとおりとする。

## 第2章 構造基準等

### 第1節 構造

1 淨化槽の構造は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 31 条第 2 項の規定に基づく「屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件」(昭和 55 年建設省告示第 1292 号)の規定又は国土交通大臣の認定を受けたものによるほか、次に定めるところによるものとする。

#### (1) 一般構造

- ア 淨化槽を地上上屋式又は全地下二重スラブ式の構造とする場合は、維持管理作業上支障のないような空間を確保し、換気を十分行えるようにするとともに、必要な照明設備を設けること。
- イ 淨化槽の上スラブ上端は、原則として地盤面より 3cm 以上高くするなど、雨水等の流入防止対策を講ずること。
- ウ 淨化槽の土かぶりの厚さは 30cm 以下とすること。ただし、維持管理のための作業ピット(グレーチングを設ける等、落下防止のための必要な措置を講ずること。)を設けたもの、点検用開口部を十分大きくしたもの等で、維持管理上支障のない場合はこの限りではない。
- エ 工場生産浄化槽で通常の土圧以外の外圧等を受ける可能性のある場合は、原則として外周を鉄筋コンクリート造の躯体で保護すること。
- オ 工場生産浄化槽の基礎は、厚さ 10cm 以上の切込砂利又は切込碎石と厚さ 10cm 以上の鉄筋コンクリート盤(配筋 D10-@200 シングル以上)からなる底盤、又はそれと同等以上の効力があるものとすること。
- カ 工場生産浄化槽の上部は、原則としてコンクリート製のスラブで保護すること。
- キ 工場生産浄化槽以外の浄化槽(以下「現場打浄化槽」という。)とする場合は、鉄筋コンクリート造とし、槽の内部を厚さ 2cm 以上の防水モルタルで仕上げ、又はこれと同等以上の効力があるものとするとともに、附属する配管等を含め漏水しない構造とすること。
- ク 現場打浄化槽には容易に確認できる位置に浄化槽の処理方式、処理能力、工事業者名及び設置年月日を明示した耐食性の標示板等を脱落しないように取り付けること。

#### (2) 通気及び排気

通気及び排気が必要な場合には、十分な能力を備えた通気及び排気の装置を設けること。

#### (3) ポンプ

- ア 流入、放流又は移流をポンプ方式で行う場合は、それぞれポンプ 2 台以上設置し、自動交互運転とすること。
- イ 2.2kw 以上のポンプは、必要に応じてガイド着脱型とすること。

#### (4) 警報装置

自然流入及び自然流出方式以外の浄化槽で処理対象人員 51 人以上の浄化槽にあっては、異常水位警報装置を設置すること。なお、警報装置の設置場所は、警報内容がすみやかに認知される場所とすること。

#### (5) 材料及び機器類

- ア 材料及び機器類は、日本産業規格(JIS)に適合するもの又はこれと同等以上の効力があるものを使用すること。
- イ 材料及び機器類は、耐久性、耐食性等の優れた構造のものとし、かつ維持管理が行えるものとすること。

#### (6) マンホール(開口部)

流入管、流出管又はバッフルの上部には、開口部を設けるとともに、浄化槽内の維持管理を適切に行うため、各槽及び各室に1個以上(原則として4m<sup>2</sup>ごとに1個以上)の開口部を設け、当該開口部には密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で作られたマンホール蓋を設けること。

また、蓋は一人で容易に開閉できる形状及び寸法、重量とすること。

2 現場打浄化槽は、県土木部建築課の構造審査を受けるものとする。ただし、建築基準法第31条第2項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。

3 前号の構造審査を受けようとする者は、浄化槽構造審査願(別記第2号様式)及び浄化槽構造審査通知書(別記第3号様式)に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて県土木部建築課の建築主事に提出するものとする。

- (1) 処理対象人員の計算書
- (2) 日平均汚水量の計算書
- (3) 有効容量計算書及び設計容量計算書
- (4) 主な設備及び各機器の仕様書
- (5) 構造計算書
- (6) 浄化槽の平面図、断面図及びフローシート(主要構造部の寸法を明記)
- (7) 構造図
- (8) 送風機室の平面図及び断面図
- (9) 建築物の平面図及び配置図(浄化槽の位置を明記)
- (10) 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が1m<sup>2</sup>につき50kNを超える場合は、原則として提出)

### 第2節 設計基準

#### 1 処理対象人員の算定

処理対象人員は、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」(以下、「人員算定基準」という。)によるほか、最新の「鹿児島県浄化槽設計・施工ガイドブック」(鹿児島県土木部建築課監修。以下「ガイドブック」という。)によるものとする。

#### 2 汚水量及びBOD負荷量

浄化槽の計画水量及び水質は、ガイドブックの「算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値、排水時間」一覧表の値によるほか、対象建築物における過去の汚水量若しくは水質の実測データが存在する場合は、これを参考とすることができます。また、類似の建築

用途の施設若しくは近隣の類似施設のデータを参考とする場合は、その妥当性を十分に検討した上で用いるものとし、安易にデータを流用してはならない。

### 3 油脂分離槽の設置

- (1) 飲食店、寮、学校等の厨房施設の排水は、油脂類排出量が多いため、浄化槽に油脂分離槽を前置すること。
- (2) 油脂分離槽の構造は、3室程度に区分し、浮上油脂分が流失しない構造とすること。この場合に、排出管は槽水深の2分の1程度まで立ち下げて、中間水を有効に浄化槽に移流できる構造とすること。
- (3) 油脂分離槽に油脂類の貯留を妨げるような攪拌・散気装置、電気分解装置、薬品等注入装置、その他の装置を附加することは、油脂分離槽の構造として認められない。ただし、これらの装置を設けても浄化槽に機能障害が発生しないことを証する資料等が特定行政庁又は建築主事に提出された場合は、この限りでない。
- (4) 油脂分離槽の構造及び容量等については、ガイドブックの「油脂分離槽の設置について」によるものとする。

### 4 その他

- (1) 病院の検査室、研究所の実験室、温泉等の排水で、浄化槽の生物化学的処理にとつて有害な物質を含む排水については、別途処理すること。
- (2) 流入変動の大きい施設については、原則として流量調整槽付の構造とすること。

## 第3節 水質基準

浄化槽からの放流水の水質基準は、表1によるものとする。

なお、平成18年1月31日以前に設置され、若しくは設置の工事が行われていた浄化槽については表2に掲げる処理対象人員(建築物の一部について汲み取り便所を設置する場合においては、当該部分に係る処理対象人員を含む。以下同様とする。)の区分によるものとし、昭和56年6月1日以前に設置された旧構造基準に基づく浄化槽については表3の区分によるものとする。

ただし、知事が水質の汚濁防止のため必要と認めるときは、別途指示するものとする。

表1

BOD(mg/L)	大腸菌数(CFU/ml)
20以下	800以下

表2

処理対象人員		BOD(mg/L)	大腸菌数(CFU/ml)
50人以下	単独	90以下	800以下
	合併	20以下	
500人以下		60以下	
501人以上		30以下	

表3

処理対象人員	BOD (mg/L)	大腸菌数 (CFU/ml)
100 人以下	90 以下	800 以下
101 人から 500 人まで	60 以下	
501 人以上	30 以下	

### 第3章 設置基準等

#### 第1節 設置手続

浄化槽設置者は、浄化槽工事に着手する前に、指定検査機関が別に定める場所で法定検査の受検手続きを行った後、設置に係る以下の手続きを行うものとする。

なお、既に設置されている浄化槽について、設置に必要な手続きが行われていないことが判明した場合には、行政関係者（地域振興局保健福祉環境部等、特定行政庁及び建築主事など）は浄化槽管理者に対して設置に必要な手続きを行うよう指導や助言に努めるとともに、指定検査機関に情報提供を行うものとする。

#### 1 浄化槽設置届出書、浄化槽審査書

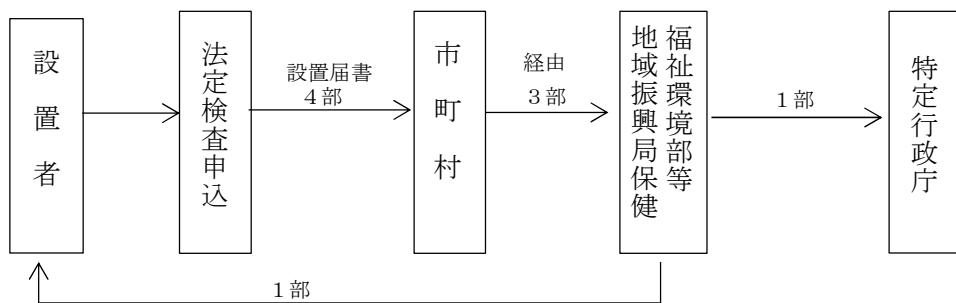
##### (1) 法第5条第1項の規定による届出の場合

ア 浄化槽設置者は、浄化槽設置届出書(別記第4号様式)を必要部数と2に掲げる図書2部(特定行政庁、設置者用)を添付して市町村を経由し、地域振興局保健福祉環境部等に提出し、受付確認(1部)を受け取るものとする。

なお、権限移譲市町村の区域に設置する場合は、当該市町村へ提出する。

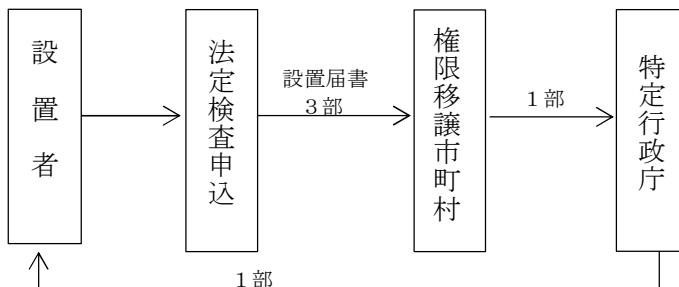
###### ① 権限移譲市町村以外の区域に設置する場合

必要な浄化槽設置届出書は4部(市町村、地域振興局保健福祉環境部等、特定行政庁、設置者用)とする。特定行政庁には地域振興局保健福祉環境部等から送付する。



###### ② 権限移譲市町村の区域に設置する場合

必要な浄化槽設置届出書は3部(権限移譲市町村、特定行政庁、設置者用)とする。特定行政庁には市町村から送付する。



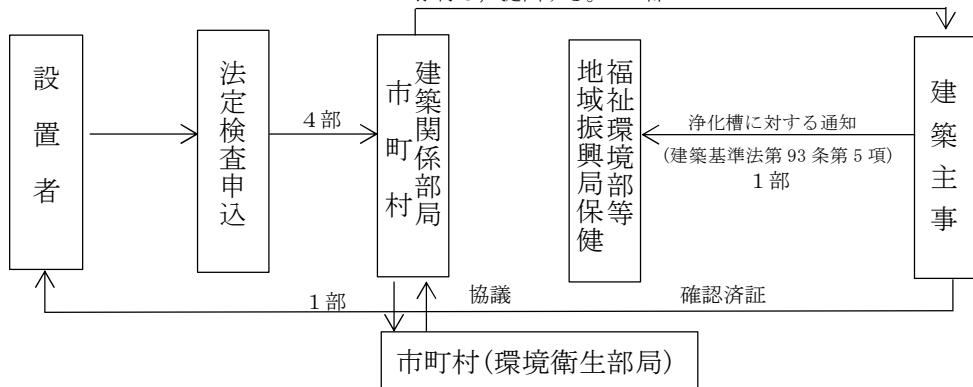
イ 浄化槽の工事は、浄化槽設置届出書が受理された日から21日(工場生産浄化槽にあっては10日)を経過した後でなければ着手してはならない。なお、日数の算定に当たっては、地域振興局保健福祉環境部等が受付確認した日から起算するものとする。

## (2) 建築基準法第6条(建築主事による確認)の建築確認申請による場合

### 【紙申請の場合】

ア 净化槽設置者は、建築確認申請書に净化槽審査書(別記第4号様式)4部(市町村、建築主事、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書2部(建築主事、設置者用)を添付して市町村を経由し、建築主事に提出するものとする。建築主事はその1部について建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うものとする。

净化槽審査書(建築確認添付用)は、建築確認申請書(正・副)にそれぞれ添付し、提出する。3部



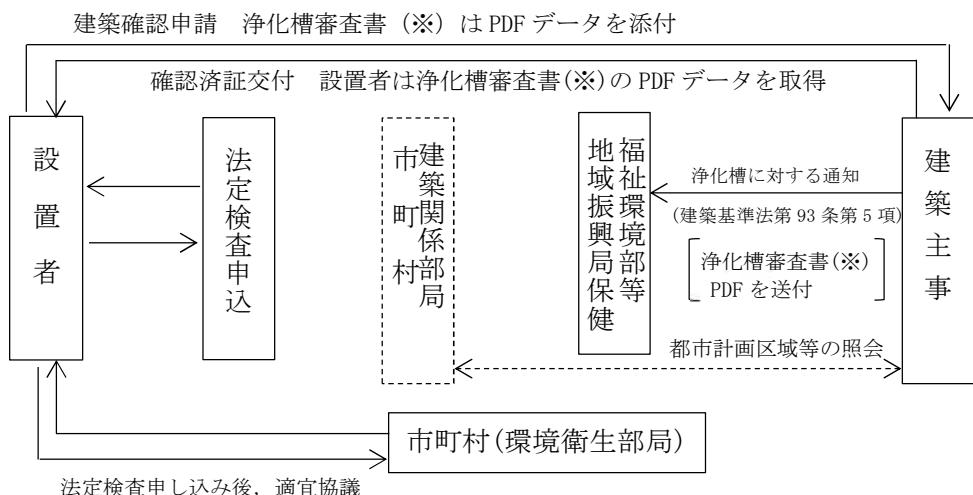
イ 净化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。

### 【電子申請の場合】

ア 净化槽設置者は、建築確認申請書に净化槽審査書(別記第4号様式)のPDFデータを添付して建築主事に提出するものとする。建築主事は建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うものとする。

※净化槽審査書の添付図書のデータを含む。



イ 净化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

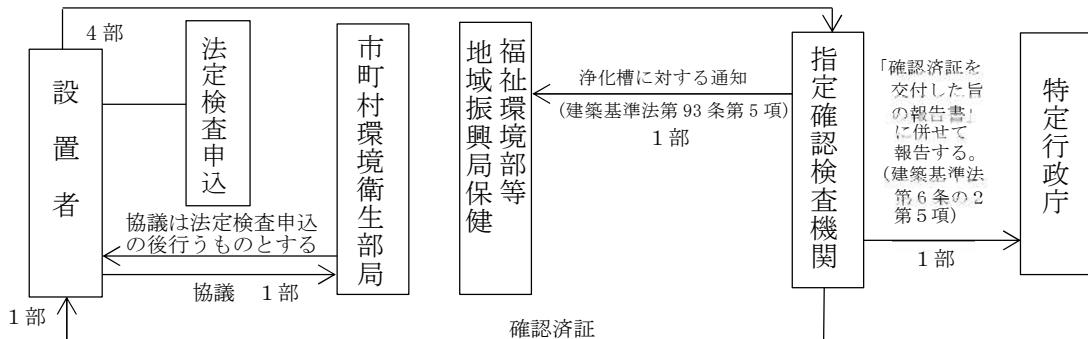
ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。

### (3) 建築基準法第6条の2(指定確認検査機関による確認)の建築確認申請による場合

#### 【紙申請の場合】

ア 净化槽設置者は、建築確認申請書に净化槽審査書(別記第4号様式)5部(市町村、建築基準法第77条の18に規定する指定確認検査機関、特定行政庁、地域振興局保健福祉環境部等、設置者用)と2に掲げる図書3部(指定確認検査機関、特定行政庁、設置者用)を添付して市町村と協議し、指定確認検査機関に提出するものとする。指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部等へ行うとともに、特定行政庁へ報告する。

净化槽審査書(建築確認添付用)は、建築確認申請書(正・副)に  
それぞれ添付し、提出する。



イ 净化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

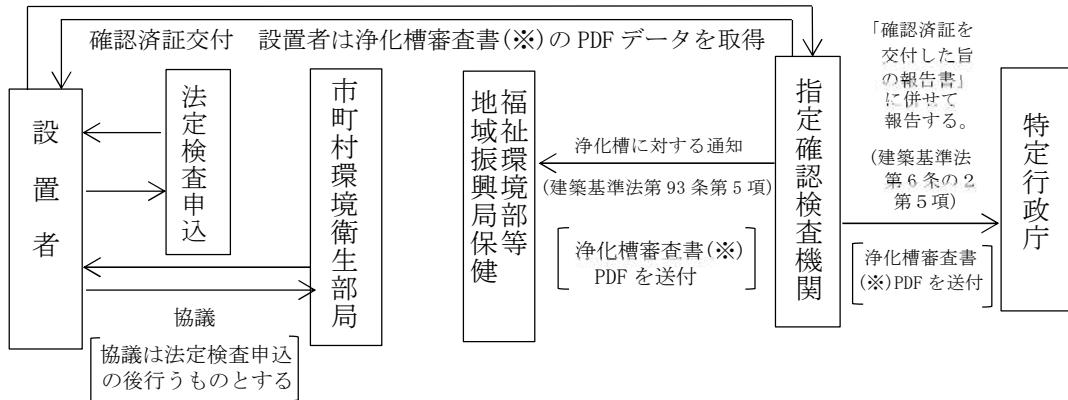
ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。

#### 【電子申請の場合】

ア 净化槽設置者は、建築確認申請書に净化槽審査書(別記第4号様式)のPDFデータを添付して、指定確認検査機関に提出するものとする。指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項による通知を地域振興局保健福祉環境部へ行うとともに、特定行政庁へ報告する。

※净化槽審査書の添付図書のデータを含む。

建築確認申請 净化槽審査書(※)はPDFデータを添付



イ 净化槽の工事は、確認済証(建築確認申請書(副))を受けた後でなければ着手してはならない。

ウ 建築基準法第18条の規定に基づく計画通知についても適用する。

## 2 添付図書

浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に添付する図書は、次のとおりとする。ただし、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)に必要事項を記入できる図書については、添付を要しない。

### (1) 工場生産浄化槽

- ア 型式適合認定書別添仕様書及び図面
- イ 処理対象人員の計算書
- ウ 日平均汚水量の計算書
- エ 設計計算書(51人槽以上)
- オ 浄化槽の周囲を鉄筋コンクリート造り等の構造物で確保する場合は、その構造図及び構造計算書
- カ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- キ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が1m<sup>2</sup>につき50kNを超える場合は、原則として提出)
- ク 浄化槽を駐車場下に設置する場合で、支柱を省略して設置しようとする場合は、当該事項に関する一般財団法人日本建築センターの評定書及び浄化槽メーカーが示した工事仕様書
- ケ 既設住宅において処理対象人員が人員算定基準の表による選定では明らかに実情に沿わないため、人員算定基準のただし書きを適用し、算定人員を減ずる場合は、「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書き適用願い(別記第5号様式)」

### (2) 現場打浄化槽

- ア 処理対象人員の計算書
- イ 日平均汚水量の計算書
- ウ 有効容量計算書及び設計容量計算書
- エ 構造計算書
- オ 主な設備及び各機器の仕様書(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- カ 浄化槽の平面図、断面図及びフローシート(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- キ 構造図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ク 送風機室の平面図、断面図(県土木部建築課の審査済印の押印されたもの)
- ケ 建築物の平面図、配置図(浄化槽の位置を明記)及び給排水配管図
- コ 地盤調査報告書(地盤の長期許容応力度が1m<sup>2</sup>につき50kNを超える場合は、原則として提出)
- サ 建築基準法第68条の26の規定により、構造方法について国土交通大臣の認定を受けたものについては、オ～クの県土木部建築課の審査済印の押印に替えて当該認定書の写し

## 3 市町村の経由

浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)の提出に当たっては、市町村は、次の事項について指導し、留意すべき事項があるときは、浄化槽設置者に意見を付するものとする。

- (1) 生活排水処理計画に基づく指導
- (2) 合併処理浄化槽設置推進要綱等に基づく指導
- (3) 浄化槽整備事業に基づく指導
- (4) 放流先等その他

#### 4 変更届等

浄化槽の構造又は規模の変更等をしようとする者は、次の手続を行うものとする。

##### (1) 浄化槽の構造又は規模の変更の場合

浄化槽の構造又は規模の変更 ((2)の軽微な変更を除く。) をしようとする者は、「第1節1 浄化槽設置届出書、浄化槽審査書」(以下「設置手続」という。)の(1)から(3)の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及び「浄化槽審査書」とあるのは、「浄化槽変更届出書(別記第6号様式)」と読み替えるものとする。

また、設置手続の(2)又は(3)の場合、別途建築基準法第6条第1項の規定に基づく計画変更申請書を建築主事に提出するものとする。

なお、浄化槽工事に着手する前において、浄化槽設置届出書又は浄化槽審査書(建築確認添付用)により届け出た工場生産浄化槽の機種の変更をしようとする者は、変更の内容に係る図書を添付の上、(2)の軽微な変更の手続きによることができる。

##### (2) 共同省令第2条で規定する軽微な変更の場合

共同省令第2条で規定する浄化槽の構造又は規模の軽微な変更をしようとする者は、設置手続の(1)から(3)の規定を準用する。この場合において、「浄化槽設置届書」及び「浄化槽審査書」とあるのは、「浄化槽設置届出事項変更届出書(別記第7号様式)」と読み替えるものとする。

また、設置手続の(2)又は(3)の場合、別途鹿児島県建築基準法施行細則(平成元年鹿児島県規則第5号)第8条の規定に基づく設計変更届出書を特定行政庁に提出するものとする。

##### (3) 設置届出書等提出後に浄化槽の設置を中止した場合

浄化槽の設置届出書等を提出したにもかかわらず、当該浄化槽の設置を中止した者は、設置手続の(1)から(3)の規定に準じて、浄化槽設置中止届出書(別記第8号様式)を提出するものとする。

### 第2節 台帳整備等

#### 1 総論

地域振興局保健福祉環境部等は、管内において設置された浄化槽についての台帳を備え、常に更新するものとし、浄化槽情報共有システムを活用できるものとする。

浄化槽管理者は、浄化槽の使用開始や管理者変更、使用休止、使用廃止等の事由が生じたときには、保守点検を委託した浄化槽保守点検業者を通じて、地域振興局保健福祉環境部等へ提出するものとする。

委託を受けた浄化槽保守点検業者は、各種報告書等の提出について、原則として、浄化槽情報共有システムを使用するものとする。

ただし、保守点検を委託していないなど、浄化槽情報共有システムを使用しない場合には、浄化槽管理者は地域振興局保健福祉環境部等へ3部(地域振興局保健福祉環境部等、指定検査機関、設置者用)提出するものとする。

#### 2 浄化槽使用開始報告書

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を開始したときは、その日から30日以内に、鹿児島県浄化槽法施行細則(昭和61年鹿児島県規則第7号。以下「法施行細則」という。)第2条第1項に規定する浄化槽使用開始報告書を提出するものとする。

#### 3 浄化槽技術管理者変更報告書

浄化槽管理者は、処理対象人員501人以上の浄化槽にあって、環境省令第8条で定める資格を有する技術管理者(以下「技術管理者」という。)を変更したときは、変更の日から30日以内に、法施行細則第2条第2項に規定する浄化槽技術管理者変更報告書を提出するものとする。

#### 4 净化槽管理者変更報告書

浄化槽管理者に変更があったときは、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から30日以内に、法施行細則第2条第3項に規定する浄化槽管理者変更報告書を提出するものとする。

#### 5 浄化槽使用休止（再開）届出書

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を1年以上休止するとき（休止期間が事前に把握できない場合を含む。）は、その日から30日以内に、浄化槽使用休止届出書（別記第9号様式）を提出するものとし、使用を再開するときは、同様に浄化槽使用再開届出書を提出するものとする。

なお、使用休止に当たっては、第5章第1節1の（9）に示す方法で清掃を実施し、浄化槽使用休止届出書に清掃の記録を添付するものとする。

#### 6 浄化槽使用廃止届出書

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止するときは、その日から30日以内に、浄化槽使用廃止届出書（別記第10号様式）を提出するものとする。

### 第3節 設置場所等

浄化槽の設置場所及び放流先は、次のとおりとする。

#### 1 設置場所

- (1) 規模及び処理方式に十分対応できる敷地があること。
- (2) 雨水等により冠水しない場所であること。
- (3) 放流先まで浄化槽の機能に支障がないように放流できる場所であること。
- (4) 飲用井戸から5m（地盤面から3m以上の深さに埋設した閉鎖式井戸の場合にあっては、1.8m）以上離れていること。
- (5) 建築基準法第42条に規定する道路及び河川法第6条に規定する河川区域でないこと。
- (6) 浄化槽は、屋外に設置するものとし、やむを得ず屋内に設置する場合は、維持管理上支障のないような空間を設けること。ただし、食品等を扱う施設等については、屋内の設置は認めない。
- (7) 公共下水道又は流域下水道の処理区域でないこと。

#### 2 放流先

- (1) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
- (2) 放流先に所有者又は管理者がある場合には、事前に十分協議すること。
- (3) 適当な放流先がない場合  
近傍に適当な放流先がなく、やむを得ず放流水を地下浸透又は蒸発散させる場合は、次によるものとする。  
ア 地下浸透
  - (ア) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、地下浸透施設を設置するための十分な敷地を有すること。
    - (イ) 浄化槽からの放流水であること。
    - (ウ) 処理対象人員10人以下であること。
    - (エ) 浸透性土壤であること。
    - (オ) 飲用井戸から水平距離で30m以上離れ、かつ、これを汚染するおそれがないこと。
    - (カ) 隣地から3m以上離れていること。
    - (キ) 地域の実状に即した構造とすること。
  - (イ) 地下浸透施設の構造例
    - a 地下浸透部分の面積は、原則として処理対象人員1人当たり4m<sup>2</sup>以上とすること。ただし浸透速度等を考慮し、問題がない場合は2m<sup>2</sup>以上とすることができる。
    - b 散水管はトレンチに埋設し、トレンチ内に均等に散水できる構造とすること。

トレンチの幅は 50cm 以上 90cm 以下、深さは 60cm 以上とし、トレンチの底部には 15cm 以上の砂をしき、その上部に 10cm 以上の砂利で囲った散水管を敷設し、砂で埋戻した部分は、15cm 以上の覆土を行うこと。

- c 散水管の間隔は、散水管を中心として両側それぞれ 1m 以上とすること。散水管の流入口から末端までの直線距離は 20m 以下とすること。
- d 散水管は口径 10cm 以上の有孔管とし、孔は管底に設けて孔径 1cm 程度とすること。
- e 散水管流入部と管末に水位点検口を設けること。
- f 浸透部分に目詰まり等により浸透能力に支障を生じた場合は、トレンチの砂等の交換を行うこと。

#### イ 蒸発散

- (ア) 都市計画区域外又はそれに準ずる地域で、蒸発散施設を設置するための十分な敷地を有すること。
- (イ) 凈化槽からの放流水であること。
- (ウ) 隣地から 3m 以上離れていること。
- (エ) 地域の実状に即した構造とすること。

##### (蒸発散施設の構造例)

- a 蒸発散槽は鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の耐水材料で造り、かつ、土圧及び水圧等の荷重に対し安全な構造であること。
- b 側盤は、地盤面 (GL) から原則として 10cm 以上立ち上げること。
- c 蒸発散槽の表面積 (垂直投影面積) は、一般砂の場合で日計画平均水量 20 リットル当たり 1m<sup>2</sup> 以上の必要な面積とすること。
- d 蒸発散槽の内部構造は、表面積 1m<sup>2</sup> 当たり 20 リットルの蒸発量を確保できる構造とすること。
- e 蒸発散槽からの溢流を防止するため、蒸発散槽と連結した貯留槽を設けること。
- f 雨水が浸入しないように、蒸発表面を盛土し、中心から周囲に勾配を設けた構造とし、中心部の盛土厚は、地盤面 (GL) から 10cm 以上とすること。

## 第4章 工事基準等

### 第1節 工事基準

浄化槽の工事は、建築基準法施行令136条の3、共同省令第1条に規定する浄化槽工事の技術上の基準及びガイドブックによるほか、次によるものとする。

#### 1 基礎調査

工事に先立ち、地盤の許容応力度及び地下水について調査を実施すること。

#### 2 基礎工事

##### (1) 測量等(処理対象人員51人以上の浄化槽の場合のみ)

工事に当たり、測量及びやりかたを行う場合は、原則として次によるものとする。

- ア ベンチマークは、木杭、コンクリート杭等を用いて移動しないように設置し、その周囲に養生を行うこと。ただし、移動するおそれのない固定物がある場合は、これを代用することができる。
- イ やむを得ずベンチマークを移設する場合は、工事関係者の承諾を受けた後、行うこと。
- ウ 測量結果は、その都度記録すること。

##### (2) 水準目安表示線

浄化槽が水平に設置されていることを確認できる水準目安表示線を3か所以上設けること。ただし、これにかわるものを受けた場合は、この限りでない。

#### 3 本体工事

##### (1) コンクリート

コンクリートの種類は、普通コンクリートとし、原則としてレデーミクストコンクリートとすること。ただし、コンクリートが少量の場合は、現場練りコンクリートとすることができます。

##### (2) コンクリートの打込み

- ア 打込みに先立ち、打込み場所を清掃して雑物を取り除き、散水して型枠を湿潤状態にしておくこと。
- イ 鉄筋、型枠等が移動しないように打ち込み、打込みは全周均等に行うこと。
- ウ 高所からコンクリートを流下する場合は、シート等を利用すること。
- エ 打継ぎ場所は、水平に設けること。
- オ 静置及び適温養生を行い、コンクリートの凝結硬化が十分でない期間中は、型枠をはずさないこと。

#### 4 附帯工事

##### (1) 電気工事

- ア 電気設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)及び内線規定(JEAC8001)によるものとする。
- イ 電気工事の作業に従事する者の資格及び義務は、電気工事士法(昭和35年法律第139号)によるものとする。
- ウ 浄化槽の電源配線は、専用の開閉器を設けることとし、漏電回路にて保護されていること。

- エ 地中電線路を施設する場合は、ケーブルを堅牢な管又はトラフに収めて、土被りを60cm以上確保すること。
- オ 金属管を直接地中に配管する場合、厚鋼電線管を使用し、これに防水防食措置を講ずること。
- カ 電路に施設する機械器具の鉄台及び金属製の外箱には、原則として接地工事を施すこと。
- キ 硬質ビニール管による配線は、損傷を受けないよう防護策を講ずること。

## (2) 送風機の設置

- ア 基礎はコンクリート又はこれと同等以上の効力がある構造のものとすること。
- イ 基礎は水平に保つとともに防振構造とすることとし、防振には、ゴム、スプリング等を用いること。
- ウ 送風機と配管との間に防振継手を設けることとし、防振継手は、ゴム管、ベルオーズ管等とすること。
- エ 送風機は、容易に維持管理できる場所に設置すること。
- オ 必要に応じて、接地工事を行うこと。

## (3) 水中ポンプの設置等

- ア 水中ポンプの設置
  - 水中ポンプは水平な平面に据え付けること。
- イ 吐出管の取り付け
  - (ア) 吐出管の荷重がポンプに直接かかるないようにすること
  - (イ) 汚水が水中ポンプに逆流するおそれがある場合には、吐出管に逆止弁を設ける等、必要な措置を講ずること。
  - (ウ) 吐出管はなるべく曲部を少なくし、上がりや下りが大きい場合は、頂部に空気弁を設けること。

## (4) 配管等

- ア 配管
  - (ア) 流入管及び放流管は短絡しない場所に設けるとともに、放流管は敷地内で雨水排水管と合流させない等、逆流しない構造とすること。
  - (イ) 流入管の勾配は「1/管径 (mm)」以上とすること。
  - (ウ) 放流管の口径は流入管と同径以上とし、勾配は1/200以上とすること。
  - (エ) 管の接続は漏水のないよう完全に行うこと。
  - (オ) 配管が荷重等により沈下、破損のおそれのある場合は、これらに対してトラフ等に収める等安全な構造とすること。
- イ インバートます
  - (ア) 流入管の起点、合流点、屈曲点にはインバートますを設けること。また、管路のますとます又はますと浄化槽流入口までの距離が管径の120倍を超えない範囲内でインバートますを設けること。
  - (イ) 底部には、管径に適応したインバートを設け、汚物等が付着しにくい構造とすること。
  - (ウ) インバートますは、防臭及び雨水等が入らない構造とすること。

## (5) その他

- ア 工場生産浄化槽の埋戻しには、浄化槽を傷つけないような土及び砂を用いること。
- イ 浄化槽を駐車場下に設置する場合で、支柱を省略して設置しようとする場合は、一財団法人日本建築センターの支柱省略に関する評定を取得した浄化槽でなければならない。  
なお、この場合は駐車車両の制限等を明示した耐久性を備えた表示板をマンホール間に取り付けること。
- ウ 原則として、浄化槽の近辺に給水栓を設けること。

## 第2節 工事完了報告

- 1 浄化槽工事業者は、浄化槽工事が完了したときは、7日以内に浄化槽工事完了報告書(別記第11号様式)を特定行政庁に提出するものとする。
- 2 特定行政庁は、浄化槽工事完了報告書に基づき、必要に応じて浄化槽工事の完了検査を実施するものとする。
- 3 特定行政庁は、前号の完了検査の結果、不適当なものについては、浄化槽工事業者に対して、浄化槽工事改善通知書(別記第12号様式)により必要な改善を通知するものとする。

## 第5章 净化槽の維持管理

### 第1節 净化槽管理者

#### 1 净化槽管理者の遵守事項

- (1) 净化槽を使用する者は、環境省令第1条に規定された事項を遵守するものとする。
- (2) 净化槽管理者は、净化槽の正常な機能を維持するために環境省令第2条及び第3条で定める技術上の基準に従って定期的に保守点検及び清掃を実施するものとし、净化槽保守点検・清掃記録票を作成するものとする。

ただし、保守点検又は清掃を自ら実施できない場合は、净化槽保守点検業者又は净化槽清掃業者に委託するものとする。

なお、净化槽保守点検業者又は净化槽清掃業者に委託しない場合は、自ら净化槽保守点検・清掃記録票を作成の上、保管するものとし、地域振興局保健福祉部等又は指定検査機関から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。
- (3) 净化槽の使用開始直前に最初の保守点検を行うものとする。
- (4) 処理対象人員501人以上の净化槽にあっては、技術管理者を置くものとする。ただし、自ら技術管理者として管理する净化槽については、この限りでない。
- (5) 净化槽の使用開始や管理者変更、使用休止、使用廃止等の事由が生じた場合には、保守点検を委託した净化槽保守点検業者を通じて、地域振興局保健福祉環境部等へ提出するものとする。
- (6) 法定検査を受けるものとする。
- (7) 法定検査の結果、改善を要すると判断された場合等は、改善措置を講ずるものとする。

なお、地域振興局保健福祉環境部等から改善報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。
- (8) 受付確認された净化槽設置届出書等を保存するとともに、維持管理に関する次の書類を3年間保存するものとする。
  - ア 法定検査結果書
  - イ 净化槽保守点検・清掃記録票
  - ウ 净化槽保守点検及び清掃に関する契約書
- (9) 净化槽の使用を休止するときは、あらかじめ清掃を実施するものとする。その際は、汚泥等を全量引き出すとともに、洗浄に使用した水は再利用せずに、水道水等を使用して張り水を行い、消毒剤を撤去するものとする。

なお、清掃を実施してその使用の休止を届け出た净化槽については、使用を再開するまでの間、保守点検、清掃の実施及び定期検査の受検を免除するものとする。

## 第2節 保守点検

### 1 淨化槽保守点検業者の遵守事項

- (1) 淨化槽保守点検業者は、環境省令第2条に定める技術上の基準に従って、浄化槽の保守点検を行うものとする。
- (2) 淨化槽保守点検業者は、保守点検契約に当たり必要な保守点検回数や内容、保守点検料金等について、浄化槽管理者に十分な説明を行うものとする。
- (3) 淨化槽の保守点検を行う場合には、法定検査の結果を参考に行うものとする。
- (4) 法定検査の結果、改善を要すると判断された場合等は、改善措置を講ずるものとする。なお、指定検査機関又は地域振興局保健福祉環境部等から改善報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。
- (5) 淨化槽の使用開始や管理者変更、使用休止、使用廃止等の事由が生じた場合には、浄化槽管理者からの依頼により、各種報告書等を受け取り、原則として、浄化槽情報共有システムにより地域振興局保健福祉環境部等へ提出するものとする。
- (6) 淨化槽保守点検業者は、保守点検を実施したときは、保守点検の記録（電磁的記録を含む。）を作成し、その都度浄化槽管理者に交付するとともに、自らも3年間保存するものとする。  
なお、交付に当たり、浄化槽保守点検業者は、環境省令第5条第3項の規定に基づき、浄化槽管理者に対しその内容を説明するものとする。  
また、浄化槽保守点検業者は、法定検査の効率化を図るため、保守点検の記録（電磁的記録）を指定検査機関に送付するものとする。なお、送付された同記録は、法定検査を適正に実施し、浄化槽の維持管理に係る指導監督を行うために使用するものとする。
- (7) 淨化槽保守点検業者は、保守点検の結果について1月分を翌月10日までに浄化槽保守点検結果を原則として、浄化槽情報共有システムにより、地域振興局保健福祉環境部等へ提出するものとする。  
なお、浄化槽情報共有システムによる提出ができない場合は、浄化槽保守点検結果報告書（別記第13号様式）により、地域振興局保健福祉環境部等へ提出するものとし、次の各号に該当する場合、保守点検の記録（電磁的記録を含む。）を添付するものとする。  
なお、緊急を要するものは翌月10日を待たず、その都度提出するものとする。
  - ア 淨化槽に故障又は異常があると認めた場合
  - イ 淨化槽の適正な機能の維持に支障が生じるおそれがあると認めた場合
- (8) 淨化槽保守点検業者は、浄化槽の管理を行うため、浄化槽の流入水、放流水その他の水質・汚泥の検査を次表に基づき定期的に実施し、浄化槽維持管理報告書（別記第14号様式）により1年分を翌年度2月以内に地域振興局保健福祉環境部等へ提出するとと

もに、浄化槽管理者にはその都度、水質試験結果を提出し、自らは3年間保存するものとする。

区分	51～300人槽	301～500人槽	501人槽～
単独処理浄化槽	—	年1回以上	年4回以上
合併処理浄化槽	年1回以上	年2回以上	年6回以上

## 2 保守点検の回数

保守点検の回数は、法第10条第1項及び環境省令第6条の規定によるものとする。

ただし、処理対象人員が50人以下の浄化槽については、環境省令第6条第5項に規定する駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給の回数は、同条第1項及び第2項に規定する保守点検の回数と合わせて、浄化槽の種類や使用状況等に応じて、概ね年12回程度とする。

## 3 保守点検の項目

保守点検は、次に掲げる項目について行うものとし、保守点検の記録を作成する際には、より詳細な状況について記録するよう努めるものとする。

1 水質検査項目	① 水素イオン濃度 (pH)
	② 汚泥沈殿率 (SV)
	③ 溶存酸素量 (DO)
	④ 残留塩素濃度
	⑤ 透視度
	⑥ 亜硝酸性窒素
	⑦ 水温
	⑧ 水質検査項目
2 点検項目	① 使用の状況
	② 車体・スラブ・マンホール
	③ 流入管・放流管
	④ プロア・制御機器
	⑤ 制御装置・汚泥返送装置・汚泥移送装置
	⑥ 流量調整装置
	⑦ 各単位装置共通
	⑧ 一次処理装置共通
	⑨ 好気性生物反応槽共通
	⑩ 接触ばつ気槽・接触ろ床槽・ばつ気槽
	⑪ 担体流動槽
	⑫ ろ過槽
	⑬ 沈殿槽・処理水槽
	⑭ 消毒槽
	⑮ ポンプ槽

## 4 保守点検についての留意事項

- (1) 保守点検時においては、酸欠等の防止及び落下防止等の安全衛生に留意すること。
- (2) 保守点検後は、マンホール蓋等を密閉し安全を確認するとともに、周囲の後始末を十分行うこと。

## 第3節 清掃

### 1 淨化槽清掃業者の遵守事項

- (1) 淨化槽清掃業者は、環境省令第3条に定める技術上の基準に従って、浄化槽の清掃を行うものとする。
- (2) 淨化槽清掃業者は、清掃契約に当たり必要な清掃回数や内容、清掃料金等について、浄化槽管理者に十分な説明を行うものとする。
- (3) 淨化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を実施したときは、清掃の記録（電磁的記録を含む。）を作成し、その都度浄化槽管理者に交付するとともに、自らも3年間保存するものとする。  
また、浄化槽清掃業者は、法定検査の効率化を図るため、清掃の記録（電磁的記録）を指定検査機関に送付するものとする。  
なお、送付された同記録は、法定検査を適正に実施し、浄化槽の維持管理に係る指導監督を行うために使用するものとする。
- (4) 法定検査の結果、改善を要すると判断された場合等は、改善措置を講ずるものとする。  
なお、地域振興局保健福祉環境部等から改善報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

### 2 清掃の回数等

浄化槽の清掃は、法第10条第1項及び環境省令第7条の規定によるほか、「浄化槽法の運用に伴う留意事項について」（昭和61年厚生省環境整備課長通知）によるものとする。

### 3 清掃についての留意事項

- (1) 清掃時においては、酸欠等の防止及び落下防止等の安全衛生に留意すること。
- (2) 清掃後は、マンホール蓋等を密閉し安全を確認するとともに、周囲の後始末を十分行うこと。
- (3) 汚泥等の収集運搬には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に基づく一般廃棄物処理業の許可を必要とするので、自らこれについて許可を受けていない場合は、当該許可を受けた者に収集運搬を依頼すること。

## 第6章 水質に関する検査

### 1 実施機関

指定検査機関

### 2 検査の目的

浄化槽の設置、機能、保守点検、清掃等の状況及び放流水の水質を確認することにより、浄化槽の設置状況及び維持管理状況を把握するとともに、問題がある場合には早期の改善を図ることを目的とする。

### 3 検査の種類

#### (1) 使用開始検査

浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間に実施する検査であり、当該浄化槽が適正に設置され、所定の機能を発揮しているか否かについて判断するために行うものとする。

#### (2) 定期検査

毎年1回、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとする。

### 4 定期検査の効率化

定期検査を効率化するため、効率化検査を導入する。効率化検査は、定期検査の受検率向上を図るために導入するものであり、「浄化槽効率化検査ガイドライン」に基づき、基本検査、採水員検査及びガイドライン検査を組み合わせて実施し、検査の省力化・効率化を図るものである。

### 5 検査の項目

#### (1) 使用開始検査

##### ア 書類検査

浄化槽管理者が保存している保守点検の記録その他参考となる書類（電磁的記録を含む。）

##### イ 外観検査

- (ア) 設置状況 (イ) 設備の稼働状況 (ウ) 水の流れ方の状況
- (エ) 使用の状況 (オ) 悪臭の発生状況 (カ) 消毒の実施状況
- (キ) 蚊、ハエ等の発生状況

##### イ 水質検査

- (ア) BOD（生物化学的酸素要求量） (イ) 透視度
- (ウ) 残留塩素濃度 (エ) pH（水素イオン濃度） (オ) DO（溶存酸素量）
- (カ) 塩化物イオン濃度 (キ) 活性汚泥沈殿率

## (2) 定期検査

### ① ガイドライン検査

#### ア 書類検査

浄化槽管理者が保存している保守点検及び清掃の記録その他参考となる書(電磁的記録を含む。)

- (ア) 使用開始検査結果 (イ) 前回の定期検査結果
- (ウ) 保守点検・清掃の記録(保守点検・清掃の回数及び作業内容等)

#### イ 外観検査(75項目)

- (ア) 設置状況 (イ) 設備の稼働状況 (ウ) 水の流れ方の状況
- (エ) 使用の状況 (オ) 悪臭の発生状況 (カ) 消毒の実施状況
- (キ) 蚊、ハエ等の発生状況

#### ウ 水質検査

- (ア) BOD(生物化学的酸素要求量) (イ) 透視度
- (ウ) 残留塩素濃度 (エ) pH(水素イオン濃度) (オ) DO(溶存酸素量)

### ② 基本検査

#### ア 書類検査

保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類(電磁的記録を含む。)などにより、事前に維持管理状況等の把握を行う。

- (ア) 使用開始検査結果 (イ) 前回の定期検査結果
- (ウ) 保守点検・清掃の記録(保守点検・清掃の回数及び作業内容等)

#### イ 外観検査(39項目)

- (ア) 衛生上の問題 (イ) 維持管理の作業状況 (ウ) 悪臭の発生等
- (エ) 設置及び使用状況

#### ウ 水質検査

- (ア) BOD(生物化学的酸素要求量)[性能の確認] (イ) 透視度
- (ウ) 残留塩素濃度 (エ) pH(水素イオン濃度) (オ) DO(溶存酸素量)

### ③ 採水員検査

#### ア 書類検査

保守点検及び清掃の記録その他参考となる書類(電磁的記録を含む。)などにより、事前に維持管理状況等の把握を行う。

- (ア) 使用開始検査結果 (イ) 前回の定期検査結果
- (ウ) 保守点検・清掃の記録(保守点検・清掃の回数及び作業内容等)

#### イ 水質検査

- (ア) BOD(生物化学的酸素要求量)[性能の確認] (イ) 透視度
- (ウ) 残留塩素濃度

## **6 検査員の責務**

- (1) 検査員は、法定検査を行うに当たっては、公正かつ客観的に行うものとする。
- (2) 法定検査の結果、改善を要する浄化槽については、必要に応じて浄化槽管理者等に對し助言を行うものとする。

## **7 検査機関の責務**

- (1) 法定検査について普及・啓発を図るものとする。
- (2) 法定検査については、検査日程を通知の上、必要に応じて浄化槽管理者と調整し、遅滞なく検査を実施するものとする。
- (3) 法定検査の結果、行政指導が必要な場合は、鹿児島県浄化槽指導監督要領に基づき対応するものとする。

## 第7章 その他

### 別表（第1章 4関係）

左欄に掲げる区域においては、それぞれ次に掲げる機関が処理することとする。

ただし、鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年条例第7号）により、法に基づく事務のうち、知事の権限に属する事務を市町村が処理する場合には、当該区域の提出先及び事務処理機関を地域振興局保健福祉環境部等から市町村とし、建築基準法第97条の2第1項により、建築主事を置く市町村においては、同法施行令第148条に定めるものにつき、当該区域の提出先及び事務処理機関を特定行政庁及び建築主事から市町村とする。

区 域	地域振興局保健福祉環境部等	特定行政庁及び建築主事
三島村 十島村	鹿児島地域振興局	鹿児島地域振興局
日置市 いきき串木野市	保健福祉環境部健康企画課	建設部土木建築課
枕崎市 南さつま市	南薩地域振興局	南薩地域振興局
南九州市 指宿市	保健福祉環境部衛生・環境課	建設部土木建築課
薩摩川内市 さつま町	北薩地域振興局	北薩地域振興局
阿久根市 出水市 長島町	保健福祉環境部衛生・環境課	建設部土木建築課
霧島市 姶良市 伊佐市	姶良・伊佐地域振興局	姶良・伊佐地域振興局
湧水町	保健福祉環境部衛生・環境課	建設部土木建築課
鹿屋市 垂水市 東串良町	大隅地域振興局	大隅地域振興局
錦江町 南大隅町 肝付町	保健福祉環境部衛生・環境課	建設部土木建築課
曾於市 志布志市 大崎町		
西之表市 中種子町	熊毛支庁	熊毛支庁
南種子町	保健福祉環境部健康企画課	建設部建設課
屋久島町	熊毛支庁 屋久島事務所保健福祉環境課	熊毛支庁 屋久島事務所建設課
奄美市 大和村 宇検村	大島支庁	大島支庁
瀬戸内町 龍郷町 喜界町	保健福祉環境部衛生・環境室	建設部建設課
徳之島町 天城町 伊仙町	大島支庁 徳之島事務所保健衛生環境課	大島支庁 徳之島事務所建設課
和泊町 知名町 与論町	同上	大島支庁 建設部建設課

### 附 則（平成16年10月8日一部改正）

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年2月20日一部改正）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 2 日一部改正）  
この要領は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日一部改正）  
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 10 月 1 日一部改正）  
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、第 5 章第 2 節 1 (7) 及び別記第 1 号様式から第 14 号様式の改正は令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 12 月 5 日一部改正）  
この要領は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別記第1号様式

## 浄化槽の販売に関する届出書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

届出者 住 所  
法人にあっては、主  
たる事務所の所在地

氏 名  
法人にあっては、  
名称及び代表者  
電 話

略称又は登録商標			
営業所	名 称		
	所 在 地		
	(電話番号)		
	担当責任者名		
販売代理店	名 称	所 在 地	電 話 番 号

別記第2号様式

## 淨化槽構造審査願

年 月 日

鹿児島県建築主事 殿

設置者住所-----

氏名-----

浄化槽を下記のとおり設置したいので、構造について審査願います。

記

設置場所			
建築物用途			
処理方式			
構 造	処理能力	人槽 $m^3/日$	
	各槽容量		
	消毒方法		
受付欄	決裁欄		審査年月日・番号
年月日	主事	係長	係

別記第3号様式

## 淨化槽構造審査通知書

年 月 日  
様

鹿児島県建築主事

下記の浄化槽について、審査の結果、昭和55年建設省告示第1292号の構造基準に適合しているので通知します。

記

1 設置場所

2 構造区分及び処理方式

3 処理能力

4 審査番号及び審査年月日

5 その他

別記第4号様式

環境部局	受付番号	受付印・受付日	建築部局	設置市町村名		
				受付番号		受付印・受付日
				環境部局通知日	年月日	
				確認済証交付者		

<p style="text-align: center;">淨化槽設置届出書(淨化槽法第5条) 淨化槽審査書(建築確認添付用)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>						
<p>鹿児島県知事 特定行政庁 殿</p>						
<p>設置者 住所 _____          フリガナ _____          氏名 _____          電話 _____          (法人にあっては、名称及び代表者名を記入)</p>						
<p>設置場所 :</p>						
種類	① 工場生産浄化槽 メーカー名( ) 型式( )		② 現場打ち浄化槽 審査済番号( ) 審査年月日( ) 処理方式(第 - 第 号)		駐車場下への設置 : 1 駐車場外 2 支柱設置 3 支柱省略 1 準助対象 2 準助対象外  付近見取図 (方位、目標物を明示)	
	建物の用途		延べ面積	m <sup>2</sup>		
<p>処理対象人員 実使用人員 人</p>						
算定根拠						
	処理能力	日平均汚水量 m <sup>3</sup> /日	BOD除去率 %	地図番号	製年度版	p - -
	放流水のBOD mg/L		誓約事項			
放流先	側溝・水路・河川・蒸発散・その他( )					
放流方法	自然・ポンプ・その他( )					
着工予定日	年 月 日	使用開始予定日	年 月 日			
事業者	住所 氏名 電話 知事登録番号 第 号 (届出番号)			法定検査申込済印	保守点検業者 住所 氏名 電話 知事登録番号 第 号 技術管理者 (職・氏名)	

別記第5号様式

年 月 日

鹿児島県知事 殿

浄化槽設置者 住 所  
氏 名

一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準の  
ただし書き適用願い

下記の住宅に設置する浄化槽については、「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」に基づき7人槽が必要になりますが、実際の使用状況から見て明らかに実情に添わないため、同算定基準のただし書きの適用をお願いします。

なお、将来的な使用状況の変化等により問題が生じた場合は、設置者自らの責任において対応することを確約します。

記

1 設置場所			
2 住宅及び工事の種別 (賃家でないこと)	増築 • 改築 • なし (既存)		
3 既設浄化槽の有無	有 ( ) 人槽 • 無		
4 住宅の延べ面積	m <sup>2</sup>		
5 台所数 (≤ 1) 浴室数 (≤ 1)	台所数 = 箇所 浴室数 = 箇所		
6 居住人員 (≤ 3)	実居住人員 人	将来の見込み 人	
7 最大水道使用量 (≤ 1,000L/日)	m <sup>3</sup> /月 ⇒ L/日 ( 年 月 ) ※備考		
8 ただし書き適用により 採用する人槽	5 人槽		

- ・井戸水使用のため最大水道使用量が確認できない場合は、備考欄に「井戸水使用」と記入する。
- ・最大水道使用量が1,000L/日を超える月がある場合に、浄化槽への流入水量が少量であることが明らかな場合は、その理由を備考欄に記入する。

別記第6号様式

環境部局	受付印・受付日	建築部局	受付印・受付日	市町村	受付印・受付日	指定検査機関確認済印
------	---------	------	---------	-----	---------	------------

淨化槽変更届出書					
年 月 日					
鹿児島県知事 特定行政庁	殿				
<p>設置者 住所</p> <p>フリガナ</p> <p>氏名</p> <p>電話</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者名を記入)</p>					
浄化槽の構造又は規模を変更したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。					
設置場所					
設置届出年月日	年 月 日				
変更の内容及び理由					
種類	①工場生産浄化槽	②現場打ち浄化槽	付近見取図 (方位、目標物を明示)		
メーカー名( )	審査済番号( )				
型式( )	審査年月日( )				
建物の用途	延べ面積	m <sup>2</sup>			
処理対象人員	実使用人員	人			
処理対象人員算定式					
処理能力	日平均汚水量 放流水のBOD	m <sup>3</sup> /日 mg/L	BOD除去率	%	
放流先	側溝・水路・河川・蒸発散・その他( )				
放流方法	自然・ポンプ・その他( )				
着工予定日	年 月 日	使用開始予定日	年 月 日	地図番号 製年度版 p — —	
工事業者	住所 氏名 電話 知事登録番号 第 号 (届出番号)	法定検査申込済印		保 守 点 検 業 者	住所 氏名 電話 知事登録番号 第 号 技術管理者 (職・氏名)

注)付近の見取図は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる物件を明示すること。

別記第7号様式

環境部局	受付印・受付日	建築部局	受付印・受付日	市町村	受付印・受付日	指定検査機関確認済印

淨化槽設置届出事項変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿  
特定行政庁

住 所-----

電話番号-----

氏 名-----  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

淨化槽の設置届出事項について、次のとおり変更をしたので届出をします。

淨化槽の設置場所		市 郡	町 村	番地
事 項	変更前			
	変更後			
※事務処理欄 (交付番号及び設置の届出年月日)		第 号 年 月 日		

※ 届出者において極力記入すること

別記第8号様式

環境部局	受付印・受付日	建築部局	受付印・受付日	市町村	受付印・受付日	指定検査機関確認済印

淨化槽設置中止届出書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

住 所-----

電話番号-----

氏 名-----

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

浄化槽の設置工事を中止したので、次のとおり届出をします。

設置(変更)届出年月日			
設 置 場 所			
型 式 ・ 規 模			
工 事 中 止 年 月 日			
※事務処理欄 (交付番号及び設置の届出年月日)	第	号	
	年	月	日

※ 届出者において極力記入すること

## 別記第9号様式

## 淨化槽使用休止(再開)届出書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

住 所-----

電話番号-----

氏 名-----  
(法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)

浄化槽の使用を休止(再開)したので、浄化槽法第11条の2第1項(第2項)の規定により次のとおり届出します。

1 設置場所の地名地番	市 町 郡 村 番地		
2 使用休止の年月日及び 使用再開の年月日	使用休止 年 月 日	使用再開 年 月 日	
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4 清掃の年月日 (再開時は不要)	年 月 日		
5 消毒剤の撤去 (再開時は不要)	撤去の実施年月日	年 月 日	
	撤去者の氏名又は名称		
6 休止(再開)の理由			
※事務処理欄 (交付番号及び設置の届け出年月日)	第 号 年 月 日		

※ 届出者において極力記入すること

別記第10号様式

淨化槽使用廃止届出書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

届出者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)

電話番号 \_\_\_\_\_

浄化槽の使用を廃止したので、浄化槽法第11条の3の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	市 町 番地 郡 村
2 使用廃止の年月日	年 月 日
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水
4 廃止の理由	
※事務処理 (交付番号及び設置の届け出年月日)	第 号 年 月 日

※ 届出者において極力記入すること

## 淨化槽工事完了報告書

年 月 日

特定行政庁

殿

住 所 \_\_\_\_\_

淨化槽工事業者 氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

知事登録・届出番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、淨化槽工事を完了したので報告します。

設置者名		設置届出又は受理年月日	年 月 日
設置場所		受理番号	第 号
建築物の名称・用途		処理方式及び種類	
淨化槽の規模	人槽 m <sup>3</sup> /日	従事した淨化槽設備名	
工事完了年月日	年 月 日	使用開始予定期年月日	年 月 日

〈工事写真〉

① 底盤打込完了時	
--------------	--

② 本 体 据 付 完 了 時	
--------------------------------------	--

③ 工 事 完 了 時	
----------------------------	--

浄化槽工事完了報告書を受理しました。

年      月      日

備考 工事写真は、工事名、従事した浄化槽設備士名及び撮影年月日を黒板に記入して撮影すること。

別記第12号様式

## 淨化槽工事改善通知書

第 号

年 月 日

様

鹿児島県知事

鹿児島県浄化槽事務取扱要領第4章の規定に基づく完了検査の結果、下記の点が不備と認められるので改善されるよう通知します。

記

別記第13号様式

## 浄化槽保守点検結果報告書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_  
〔 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 〕

年 月分の保守点検結果について、次のとおり報告します。

保守点検実施浄化槽	合併	① 基	単独	② 基	合計	③ 基
異常等のある浄化槽	合併	④ 基	単独	⑤ 基	合計	⑥ 基
異常等の割合	合併	④/① %	単独	⑤/② %	合計	⑥/③ %
備考						

注1) 1月分を翌月10日までに、地域振興局保健福祉環境部等へ提出すること。

注2) 異常等のある浄化槽(第5章第2節1(7)ア、イ)については、保守点検記録票を添付すること。

(異常等のある浄化槽の判断基準)

検査項目			報告の判断基準
水質	透視度	合併	7度以下
		単独	5度以下
残留塩素			検出されない
その他	漏水		認められる
	冠水		認められる
	機器故障		認められる
	ばつ氣停止		認められる
	薬剤		補給されていない

## 別記第14号様式

# 淨化槽維持管理報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所又は所在地  
保守点検業者 氏名又は名称  
（代表者名）

浄化槽の維持管理状況について、次のとおり報告します。

設置者名			設置場所		
処理方式			処理対象	単 独 ・ 合 併	
処理能力	人槽	m <sup>3</sup> /日	処理人口及び 処理水量	人	m <sup>3</sup> /日

## 1 水質試驗結果

## 2 清 扱

汚泥引抜年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
汚泥引抜量	m <sup>3</sup>					
汚泥処分方法						